二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　宅地等	イ　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 ロ　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 ハ　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り ニ　竪どい　高圧水洗浄 ホ　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 ヘ　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ト　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え チ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 リ　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
二　道路	イ　未舗装面（土壌）　除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆 ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り ニ　ガードレール　拭き取り
三　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　畑	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
五　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
六　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
七　雑種地	イ　未舗装面（土壌）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆　再拡散防止措置又は枝打ち ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十八年四月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

〇防衛省告示第一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年一月四日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年一月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一四秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年一月四日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年一月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年一月四日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年一月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒